

◆日本キリスト教会館の耐震工事のため事務局を一時移転していましたが、

2月23日から日本キリスト教会館に戻りました。〒

〒160-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号室 R A I K 内

電話 (03) 3203-7575 FAX (03) 3202-4977 E-mail : raik

@kccj.jp

郵便振替 : 00190-4-119379 口座名称 : 外キ協

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

祈りの輪 --- 6・12 外キ協の日

《イザヤ書 56 章 6～7 節》

●秋葉 正二

(外キ協事務局長 / 日本基督教団 代々木上原教会牧師)

6月の第2日曜日(12日)は、「子どもの日」「花の日」として知られていますが、今年はずいぶん「外キ協の日」としても覚えてください。NCC(日本キリスト教協議会)のエキュメニカルカレンダーには、「共生の天幕をひろげよう」と題して外キ協が取り組む「外国人住民基本法」制定へのアピールが掲載されています。この日を各教会で学習会、署名活動、外国人被災者支援活動などの取り組みの機会として用いていただきたいのです。ぜひとも、よろしく願いいたします。

◆ヘイトスピーチ(差別扇動)解消へ向けて

ヘイトスピーチについての報道が、数年前より目立つようになりました。こうした行動は、日本に住む外国人一人ひとりの自尊心を奪い、傷つけます。とりわけ戦後70年たった現在でも、旧植民地出身者である在日韓国・朝鮮人は、制度的・社会的差別から解放されてはいません。たとえば、全国各地の在日コリアンの子どもたちが通う朝鮮学校は経済的に苦しい運営を余儀なくされていますが、この民族学校に対し、いくつかの自治体は

補助を止めました。日本人拉致問題に加えて核実験を繰り返す北朝鮮への制裁の一環だというのが、理由です。でも、朝鮮学校に通う子どもたちに核開発や拉致の責任があるはずはありません。それどころか、どの子どもたちへの教育も、私たち大人が等しく担わなければならない責任です。子どもたちの学びの場へ政治的理由による制裁を持ち込むのは論外です。

これまで日本には、在日外国人に対するヘイトスピーチなどの深刻な差別言動を認める法律さえありませんでした。しかし、多くの心ある人たちの尽力により、今国会で「ヘイトスピーチ解消法案」が成立しました。内容的に十分満足できるものではありませんが、差別解消への第一歩であることは確かです。

◆主の言葉を聞こう

古代イスラエルの知恵から、私たち現代人が学ぶことはたくさんあります。上記のテキストもその一つです。選民意識の強かったユダヤ人に、預言者は開かれた共同体のヴィジョンを示していま

す。捕囚後のユダヤ教団内に、異邦人をユダヤ共同体に加えるかどうか、あるいはバビロニアやペルシャに宦官として仕えた人びとを加えるかどうかは大きな問題でした。異邦人の訴えや嘆きは深刻でしたが、預言者はその声を受けとめ、大胆に神の言葉を告げています。この正義（ミシュパート）と恵みの業（ツェダカー）を行なうことこそが、今、現代の私たちキリスト者に委ねられていることです。

外キ協の取り組みはその一環です。日本に住む外国人が 200 万人を超え、外国にルーツを持つ日本人が 50 万人を超えている現実を、教会はどう理解すべきでしょうか。自分の知らない価値や文化を認め合うことは、大きな恵みです。それは、私たちの生活と精神を、また信仰生活を豊かにしてくれます。

◆「外国人住民基本法」の実現を

「6・12 外キ協の日」を機会に、私たちの提唱する市民法案〈外国人住民基本法〉をぜひ読んでください。そこには人の命の重さに差はないこと、日本人も外国人も地域住民として平等なこと、日

本の外国人政策が国際的な人権法によって形づくられるべきこと……等々が記されています。世界の人びとが国境を越えて行き来し、一つの地域で一緒に働いたり、学んだり、暮らすことは当たり前になっているのが、私たちの生きる社会です。日本だけがこうした動向を拒むことは、もはやできません。さまざまな民族や文化が出会い、新しい世界、新しい社会を創り上げることが、私たち現代人の仕事です。

私たちは一人ひとりが地域社会で、教会の中で、世界中の人たちと普通に交わり、普通に暮らしていくことをまずイメージする必要があります。そこから触れ合いを通して、法制度もできあがっていくと信じています。もちろん、その途上ではいろいろな摩擦も生じるでしょう。でもそれは、当たり前のことです。摩擦よりも、同じ地域社会で、同じ教会の中で、国や民族を超えて一緒に交わることから生み出される恵みのほうがはるかに大きいのです。

そういうわけで、今年も制定を目指して「外国人住民基本法」の署名運動を進めています。諸教会の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

熊本地震—被災地を訪問して

●中家 盾（外キ協事務局委員／日本キリスト教会人権委員／栃木教会牧師）

4月14日（木）、16日（土）の2度にわたる震度7の熊本地震災害の知らせを受け、日本キリスト教会人権委員として、また、外キ協のメンバーとして、4月26～28日、熊本を訪れた。

福岡から熊本に向かう新幹線は1時間に1本と間引きされ、所要時間も通常の倍の1時間20分を要するということもあり、ホームには人があふれかえっていた。また、熊本に着いてからも、熊本市内の路面電車やバスはいつ来るか分からな

いほどに少なく、タクシーも予約でいっぱい、幾つかの橋が通行止めになっているということも相まって、どの道も渋滞していた。

そのような悪条件の中、1,200人もの人たちが避難している益城町総合体育館の階段で、思いがけず、金聖孝牧師（在日大韓基督教会熊本教会）、鄭守煥牧師（同社会委員会委員長）、金成元さん（同社会委員／KCC館長）と会うことができた。その後、彼らの手引きを受け、木山キリスト教会、

在日大韓基督教会熊本教会、熊本 YMCA 災害対策本部、熊本市国際交流会館への移動、聞き取り調査を行なうことができた。不思議な導きの中で、「これまでの絆が、新たな出会いと更なる関係性を築く基となる」との感謝の思いを深くした。

甚大な被害が集中している益城地区の避難先は益城町総合体育館であるが、ここの管理・運営は、昨年 2 月以降、益城町役場から熊本 YMCA に委託されている。そのような背景もあって、益城町総合体育館における支援活動の中心は、熊本 YMCA が全国の YMCA の職員と一緒に担うこととなる。そこに、金聖孝牧師も所属している九州臨床宗教者会（九州全体で 18 名、熊本で 8 名）が被災者傾聴ボランティアとして関わる端緒が開かれようとしていた。

熊本市国際交流会館では、いち早く市民団体「コムスタカ」が支援活動を開始しており、4 月 27 日にも 30 人ほどが寝泊まりをしていた。この日に至るまで、「コムスタカ」のメンバーと被災した外国人被災者自身が毎日のように炊き出しを行ってきたとのことである。「コムスタカ」は、1985 年、カトリック手取教会（熊本市）を拠点に、アジアから日本に働きに来ている女性の相談や支援を行なう NGO を前身として立ち上げられた団体である。1993 年に名称を「コムスタカ（フィリピン語でお元気ですかの意）、外国人

と共に生きる会」に改称した。月 1 回の会議に出席するメンバーは 10 名ほど。ゴールデンウィーク明けには、熊本市国際交流会館が通常業務に戻るため、避難所にいた外国人被災者の新たな住居を確保し、家財道具を用意することが当面の課題となるとのことである。

在日大韓基督教会熊本教会では、震災後すぐ、「オリーブの家」（熊本保護観察所からの委託による「緊急的住居確保・自立支援対策における登録事業」）の理事長からの要請を受け、13 名の被災者の受け入れを開始した。行き詰まりの中にあって、「渡って来て、わたしたちを助けてください」（使徒言行録 16 章 9 節）との声に耳を傾け、応えていくことは、私たち自身にも自由と多様性に満ちた新たな道と広がりをもたらすものとなるであろう。「個別」の現場から交わりと奉仕が生まれ、そこに愛と平和に満ちた神の国という「普遍」が形作られていく。支援活動の拠点となるべく、一人一人が「心を開かれ……私の家に来てお泊りください」（同 14～15 節）と言い得る者へと導かれたいものである。

*外キ協は、各教派・団体による被災者支援活動と並行して、「コムスタカ」による活動を支援していきます。

「福島に移住女性から話を聞く」東京証言集会

東日本大震災より 6 年目を間近に控えた 2 月 5 日、日本基督教団代々木上原教会を会場に「福島に移住女性から話を聞く東京証言集会」を開催した。証言者として、福島県須賀川市を拠点として活動している「つばさ～日中ハーフ支援会」副代表である城坂愛さんを迎えた。このプログラムは NCC 在日外国人の人権委員会と共に、外キ協、日本カトリック難民移住移動者委員会、関東外キ連、神奈川外キ連、日本基督教団東京教区北支区東日本大震災被災支援特別委員会、日本バプテスト連盟日韓・在日連帯特別委員会、NCC 女性委員会、NCC 平和核問題委員会、NCC 教育部、日本福音ルーテル教会東教区プロジェクト 3・11 の賛同を受けて実施された。

前半は佐藤信行さんから「EIWAN（福島移住女性支援ネットワーク）」が紹介され、続いて EIWAN の支援先の一つである「つばさ」の活動について、城坂さんより「須賀川の移住女性とその子どもたちの今」と題して報告がなされた。後半は茶話会の時を持ち、参加者それぞれからの感想を分かち合うと共に、「つばさ」の活動の今後の課題についてうかがうことができた。

「つばさ」は、震災とそれに続く原発事故後に、中国からの移住女性が子どもたちの健康についての情報を共有することをきっかけに始まった自助グループである。現在ではさらに、継承語教育の機会を中心に、生活に関わる事柄を互いに相談し、協力し合う場を持ち、県内の広い地域に点在して生活し孤立しがちな移

住女性たちにとって重要なコミュニケーションの場を形づくっている。

今回の証言集会を通して、そうした場が無いままに震災を迎えたことが、移住女性たちがいかに大きな不安と困難をもたらしたかを実感させられた。マスコミ

がほとんど取りあげることのない被災地の移住女性たちの声を聴き、その歩みに寄り添っていくことを模索してゆくことは、現代の日本社会におけるキリスト者の使命であることを改めて考えさせられた。

●李明生（NCC 在日外国人の人権委員会）

お弁当にギョウザ全部は NG!?! — 2つの文化を持つことの強み

神奈川外キ連は、「日本に住む外国籍者のさまざまな問題はキリスト教会の課題である」ということを、神奈川の教会に訴えることが基本的な役割だと思っている。また、「よこはま国際フェスタ」と「よこはま国際フォーラム」というイベントに毎年参加することで、一般市民にもこの問題を訴える機会が与えられている。

特によこはま国際フォーラムでは、ここ数年、日本に住む外国籍者を招いてセミナーを企画しており、毎回20~30名の市民が参加している。もともと参加者は国際理解・協力・支援に関心があるので、新たな出会いがあったり有意義な意見交換が行なわれたりする。

「よこはま国際フォーラム 2016」は2月6日、JICA横浜で行なわれ、約2時間のセミナーを神奈川外キ連が担当した。テーマは「震災から5年—福島 of 外国人女性の証言」。まず佐藤信行さんから福島移住女性支援ネットワークの活動紹介。続いて「つばさ~日中ハーフ支援会」事務局長の城坂愛さんの証言。

城坂さんは中国大連出身。日本人男性との婚姻で2001年に来日。日本語はかなり流暢です。当初から

中国出身者のネットワークが必要と考えていましたが、その実現のきっかけは震災。復興支援について、放射能汚染について、これらの情報の共有という必要に迫られて中国出身者のネットワークは作られた。さらに、子どもを中心とした保養プログラム、継承語教育（中国語）などにも取り組むようになった。また、交流し情報交換することで、気がつくことも多くあったという。身近な日本人が夫なので、いつの間にかいわゆる男性言葉を使うことが多くなっていった。子どものお弁当にギョウザ全部は NG……。

城坂さんをはじめ多くの移住女性は、来日してさまざまな苦労を経験したのだと思う。それを情報交換し共有することで、よりよい生活を築いていく——。そのような前向きさが、有意義な活動の原動力になっているのだと感じた。日本で生まれた子どもたちも、多感な年頃になっている。しかし、「2つの文化を持っていることは、必ず役に立つ」と彼女は、力強く語った。

●伊藤明彦（神奈川外キ連）

- ◆ 5月24日、ヘイトスピーチ解消法が衆議院で可決され成立した。この新法は、日本で初めての反人種差別法となる。しかし、これで人種差別が根絶されるわけではない。
- ◆ 外キ協など NGO と弁護士・研究者たちによる「外国人権法連絡会」は、人種差別撤廃基本法のモデル案を作成し、この3年間、その制定を求めて国会ロビイングを進めてきた——。

ヘイトスピーチ解消法成立に際しての声明

2016年5月24日 外国人権法連絡会

1

本日、衆議院本会議において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、ヘイトスピーチ解消法）案」が可決され、成立した。

2

差別に苦しむマイノリティと、共に差別と闘う人々は、長年、反人種差別法を求めてきた。しかし、日本が1995年に人種差別撤廃条約に加入してからも既

に 20 年もの間、国は人種差別撤廃立法を行う責務を怠ってきた。私たちは、この間のヘイトスピーチの急激な悪化、蔓延に対し、国が差別の被害を認め、人種差別撤廃条約に基づく人種差別撤廃政策を構築する第一歩となる、人種差別撤廃基本法を求めてきた。

今日成立したヘイトスピーチ解消法は、人種差別撤廃基本法ではなく、外国出身者へのヘイトスピーチに特化した理念法である。それでも本法は、在日外国人に対する「差別的言動」が、被害者の「多大な苦痛」と「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている」という害悪を認め、その解消を「喫緊の課題」（第 1 条）であるとして「差別的言動は許されないことを宣言する」（前文）ものであり、日本におけるはじめての反人種差別理念法としての意義を有する。

国がヘイトスピーチを放置し、むしろヘイトスピーチデモや街宣を警察が守っているようにしか見えない事実が、被害者をより苦しめ、社会全体への絶望感をもたらして来たことからすれば、国が放置でも「中立」でもなく、反差別の立場に立ったこと、反差別が国と社会の標準となったことは、差別の根絶に向けた第一歩となりうる。

たとえば、本法は「不当な差別的言動は許されない」とし、国及び地方公共団体が解消に向けた取組みを推進する責務を定めており、警察も公的機関としてそのような責務を負う。また、第 3 条は国民に、不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努力することを求めているが、カウンター活動はまさにこのような努力にあたる。よって、警察は、本法に則った適切な活動を行うべく、①全警官に対する人種差別撤廃教育を制度化し、②ヘイトスピーチを行う人々が犯罪にあたる行為を行った場合には迅速・適切に法を適用し、③カウンター活動をできる限り尊重し、暴力的衝突を避ける限度で謙抑的に対応することなどが求められる。

3

他方、本法には見過ごすことのできない問題点がある。特に、保護対象者を「適法に居住するもの」に限定する定義を入れたことは、反差別法の中に差別的要素を混入させたものであり、大きな誤りである。人種差別撤廃条約の解釈基準として人種差別撤廃委員会が示した「市民でない者に対する差別に関する一般勧告 30」における「人種差別に対する立法上の保障が、出入国管理法令上の地位にかかわらず市民でない者に適用されることを確保すること、および立法の実施が市民でない者に差別的な効果をもつことがないよう

確保すること」（パラ 7）との勧告に真っ向から反する。よって、速やかに本法を改正して、適法居住要件を削除すべきである。

また、本法の解釈としても、適法居住要件を満たさない者への不当な差別的言動を本法が許容しているわけではないことは、法務委員会において二名の発議者が何度も明言したこと、また、衆参両法務委員会において全会（派）一致で採択した附帯決議において、本法の趣旨、憲法及び人種差別撤廃条約の精神に照らし、「第 2 条が規定する『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外ののであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること」とされたことから明らかである。

改正までのあいだも、同要件は法律の上位規範である条約に違反しないように解釈されなければならない、運用上ないものとして扱われるべきものである。今後、各地で作られる条例に、同様の要件を入れることなど決してあってはならない。

4

その他、本法には、反差別法としては以下のように、不十分なくつかの点がある。「不当な差別的言動等を勧告し、必要に応じ、検討が加えられるものとする」との検討条項（附則第 2 条）に基づき、今後の改正を求めるとともに、当面、本法の適切な運用により不十分な点をできる限り補充し、差別撤廃の取組を前進させるべきである。

（1）ヘイトスピーチの解消を喫緊の課題とし、「差別的言動は許されない」とする以上、何より実効性が求められるが、禁止条項が入らなかった点は極めて不十分と言わざるを得ない。本来、人種差別撤廃条約で、人種差別を「禁止し終了させる」義務を国も地方公共団体も負っているのだから、罰則はなくとも、条文上、違法と宣言すべきであった。

他方、両院の附帯決議で、人種差別撤廃条約の「精神に鑑み、適切に対処することとされ、「禁止し終了させる」ことを求めている同条約を本法の解釈指針とできることが、より明確になった。これを生かし、私たちは、本法の運用により、ヘイトスピーチを抑止する実効性を追求する。

例えば、本法第 4 条 2 項にもとづく地方公共団体が不当な差別的言動の解消に向けた取組として、公共施設の利用に関する条例につき、「人種差別行為が行わ

れるおそれが客観的な事実を照らして具体的に明らかに認められる場合」等は制限しようとの改正やガイドラインの策定を求めていく（2015年9月7日付け東京弁護士会「意見書」参照）。

（2）本法第2条の「不当な差別的言動」からの保護の対象として、アイヌ、琉球・沖縄などの人種的・民族的マイノリティが入っておらず、人種差別撤廃条約の求める義務を果たしていない。

人種差別撤廃委員会は、これらの人種的・民族的マイノリティに対する差別が同条約の人種差別に該当することを認めているから、本法はこの点についても同条約に適合するように解釈されなければならない。附帯決議第1項が条約の精神をあげ、2条の定義以外の人々への不当な差別的言動も許されないことを示したこと、参議院法務委員会の審議において発議者がアイヌ民族に対する不当な差別的言動もあることを認めたこと、両院法務委員会の附帯決議第3項で、インターネットを通じて行われる不当な差別的言動について、その保護の対象を本邦外出身者「等」としたこと等からも、本法の運用にあたり、保護されるべき対象は、人種差別撤廃条約が求めるすべての人種的・民族的マイノリティとされるべきである。

（3）さらに、解消すべき対象が、「不当な差別的言動」に限られ、差別的取り扱いがはざされたが、差別的言動は、人種差別の一形態であり、人種差別撤廃条約はあらゆる形態の人種差別の撤廃に取り組むことを締約国の義務としている。

この点は、両院附帯決議第1項に加え、衆議院附帯決議第4項が、「不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずよう検討すること」と明記された。すでに法務省は「外国人の人権状況に関する調査」に着手しており、今年度末までにその結果が発表される予定である。この調査の結果及びその他の地方公共団体や民間の調査結果に基づき、来年度には人種差別撤廃基本法の制定を求めていく。

（4）地方公共団体の責務が努力義務とされたことは、本来、人種差別撤廃条約が、国のみならず、地方公共団体を含む公的機関に対し差別撤廃を求めていることから不十分である。ただし、両院の附帯決議において、「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては国と同様に、その解消に向けた取組に関

する施策を着実に実施すること」が求められている。よって、特に差別デモ、街宣活動が行われてきた地方公共団体に対し、4条2項に基づき、不当な差別的言動の解消に向け、地域の実情に合わせ、不当な差別的言動をはじめとする差別の実態調査を行うことや、差別の解消にむけた基本方針と具体的施策を定める基本条例等を整備することを求めていくことができる。

（5）そのほか、基本的施策の内容がすでに実施されている相談、教育、啓発に限定され、国に解消にむけた基本指針策定義務や調査義務、結果報告義務がないこと、調査・政策提言を行う専門家などからなる審議会の設置がないこと、実態調査や被害者からの意見聴取が義務付けられていないこと、財政上の措置がないことなど、野党法案と比べれば、実効性が弱いとの問題点がある。

これらについても、運用上できる限りの実効性ある具体的な取り組みを求めるとともに、法改正ないし新法を求めて行く。

5

私たちは、対処しうる「法律がない」との一言で長年被害者が煮え湯を飲まされてきたこと、ヘイトスピーチがもたらす恐怖、絶望と苦痛、平穏な日常生活などの破壊などの被害の状況が極めて深刻であり、すでにマイノリティへの暴力が漸増しつつある危機的状況にあるとの現実から出発する。本法を反人種差別法の出発点とし、各現場で、国および地方公共団体を動かすための力とし、反差別の取組みを拡大、深化させるだろう。

日本は、定住外国人に対する差別禁止政策において、2010年時点で100点満点中14点の最下位で「致命的に取り組みが遅れて」と評され、2014年時点でも22点で、38ヶ国中37位である（「移民統合政策指数（MIPEX）」2010年、2015年）。このような状況を大きく変える法整備が不可欠である。

法務省は今年度予算において、2020年オリンピックにむけ、「人権大国・日本の構築」を目標として掲げたが、本法はその出発点に過ぎないことを確認し、国際人権基準に合致した法整備を急ピッチで行うことが求められる。

私たちは、あらゆる差別の根絶のために、人種差別撤廃法制度の整備にむけ、今後とも力を注ぐ所存である。

◆ハイトスピーチ解消法◆

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

(2016年5月24日成立)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

第一条 (目的)

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

第二条 (定義)

この法律において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

第三条 (基本理念)

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第四条 (国及び地方公共団体の責務)

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

第五条 (相談体制の整備)

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

第六条 (教育の充実等)

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

第七条 (啓発活動等)

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

◆参議院法務委員会 附帯決議◆ 2016年5月12日

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。
- 二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

◆衆議院法務委員会 附帯決議◆ 2016年5月20日

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。
- 二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。
- 四 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

◆参議院法務委員会「ハイトスピーチの解消に関する決議」◆ 2016年5月26日

「ハイトスピーチ、許さない。」

ハイトスピーチ解消の啓発活動のために法務省が作成したポスターは、力強くそう宣言する。

従来、特定の民族や国籍など本人の意思では変更困難な属性を根拠に、その者たちを地域社会ひいては日本社会から排除しようという言動であるハイトスピーチについて、それが不特定多数に向けられたものの場合、法律の立場は明確ではなかった。

しかし、個人の尊厳を著しく害し地域社会の分断を図るかかる言論は、決して許されるものではない。このため、本委員会において、ハイトスピーチによって被害を受けている方々の集住地区の視察なども踏まえて真摯な議論を重ねた結果、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆる「ハイトスピーチ解消法」が、五月十二日に本委員会で全会一致、十三日の本会議において賛成多数で可決され、二十四日の衆議院本会議において可決・成立した。同法は、国連の自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会などからの要請をも踏まえたものである。

平成三十二年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた共生社会の実現のためにも、ハイトスピーチの解消に向けて取り組むことは、党派を超えた喫緊の重要課題である。今般成立したハイトスピーチ解消法は、ハイトスピーチの解消に向けた大きな第一歩ではあるが、終着点ではない。引き続き、法務省の「外国人の人権状況に関する調査」を始めとする実態調査や国会における議論等を通じて立法事実を明らかにしていくことが、私たちに課せられた使命である。

全国で今も続くハイトスピーチは、いわゆる在日コリアンだけでなく、難民申請者、オーバーステイ、アイヌ民族に対するものなど多岐にわたっている。私たちは、あらゆる人間の尊厳が踏みじられることを決して許すことはできない。

よって、私たちは、ハイトスピーチ解消及び被害者の真の救済に向け、差別のない社会を目指して不断の努力を積み重ねていくことを、ここに宣言する。